

平成28年度

第6回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月20日(火) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 第1委員会室

3. 出席委員 16人

会長 20番 三橋弘

委員 1番 大滝與鷹

2番 原木一正

3番 石橋弘嗣

4番 石井利和

5番 栗山久司

6番 細川佐一

7番 梶尾彌一

8番 武藤晃

9番 富田尚武

10番 宇田川純一

12番 矢口俊治

13番 岡本好夫

16番 三橋二三男

18番 那須嘉郎

19番 石井克己

4. 欠席委員 4名

11番 竹内清海

14番 加藤武央

15番 小川治夫

17番 佐藤ゆきのり

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）

議案第7号 市川市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

## 6. 農業委員会事務局職員

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 田中恒平

副主幹 田中 敦

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>定刻でございますので、これより平成28年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、11番、竹内委員、14番、加藤委員、15番、小川委員、17番、佐藤委員、から欠席の連絡を受けております。委員20名中、16名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。それでは、1番の大滝委員、2番の原木委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月10月分の調査班の指名をいたします。</p> <p>農地関係は、第3班です。</p> <p>7番・梶尾委員、8番・武藤委員、9番・富田委員です。</p> <p>調査日は、10月14日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>農政関係は、第6班です。</p> <p>16番・三橋二三男委員、17番・佐藤委員、18番・那須委員です。</p> <p>調査日は、10月13日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号でございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本件は、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転に係る許可申請がなされたものです。</p> <p>申請受付日は、平成28年9月9日でございます。</p> <p>申請地は、大町の畑で、面積は2,508平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域で、農業振興地域内にある農用地区域です。</p> <p>申請理由につきましては、売買により所有権を移転するものがございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>4 番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の北側、おおむね300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>譲受人は、主に梨などの果樹を栽培している専業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後は、梨の木を植栽することとでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により売却するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>調査班のご報告のとおり、譲受人は農業経営の規模拡大のために所有権の移転を申請するものがございます。</p>

	<p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても下限面積の50アールを超えており、許可要件をすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の3ページ及び4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年9月6日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町の畑で、面積は588平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場及び貸資材置場にすることでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
4 番	<p>現地調査は、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、北消防署の南側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には鋼板及びブロック積みにより土留めを設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>なお、敷地内は、埋立ては行わず、整地して転圧後に碎石敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>申請地には、乗用車3台の車両、トラック、重機、パイプ等の資材置場を予定しております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>本件申請地は、市街地化の傾向が著しく、耕作することが困難になっていたため、土地所有者は有効利用を考えておりました。</p> <p>今回、市内に本社を置き、土木・建築の設計及び工事請負を営む法人から、車両置場及び資材置場として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p>

	<p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、平成28年12月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の5ページ及び6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年9月7日でございます。</p> <p>申請地は、曾谷の畑で、面積は299平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建築を目的として使用貸借するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>4番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p> <p>現地調査は、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、曾谷小学校の南側、概ね450メートルに位置し、現況は、休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、ブロック3段積みによる土留を設置し、土砂等の流出を防除することとすることです。</p> <p>雨水につきましては、敷地内に堰を設け、一時貯留した後に前面側溝に放流することとすることです。</p> <p>污水につきましては、合併処理浄化槽にて処理し、雨水と同様に前面側溝に放流することとすることです。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、埼玉県に居住する会社員の方です。</p> <p>譲渡人は、譲受人の配偶者である妻の実父であり、子育てに良好な環境である申請地を貸して欲しいとの要望から、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び義母からの借入れで賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、申請地は、平成23年頃から資材置場として使用しており、敷地内は砕石敷となっておりますが、本件申請に際し、一切の資材等は撤去され是正がなされております。</p> <p>このことから、土地所有者に対し厳重に注意するとともに、今後は農地法を遵守する旨の始末書が千葉県知事宛に提出されております。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、平成29年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p>

各 委 員	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」、議案の7ページ及び8ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、土地所有者から農地の賃貸借の解約を求めため、6月22日付け、農地法第18条第1項の規定による県知事への許可申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は、須和田の田で、面積は511平方メートル、市街化区域に位置しております。</p> <p>賃貸借の解約の事由といたしましては、農地法第18条第2項第1号による「賃借人が信義に反した行為をした場合」として、千葉県知事の裁可を求めるところでございます。</p> <p>本件の賃借人につきましては、現在7人の法定相続人がおり、その所在は東京都及び山形県、福岡県、神奈川県に点在しております。</p> <p>このことから、まず、近郊に住む相続人の2女と連絡を取りましたところ、神奈川県に在住している同じく相続人の2男から連絡があり、電話による事情聴取等を行ってまいりました。</p> <p>本来ならば、法定相続人全員へ連絡し、今回の申請についての説明を行い、できれば法定相続人全員からの委任を受けた形で、その代表者と事情聴取等を行い、和解の仲介等を含め、諸手続きを進めていく予定を考えておりました。</p> <p>しかし、この後、調査班及び事務局からご説明申し上げますが、今後の進展が</p>

<p>議 長</p>	<p>見込めない状況となり、現時点の双方の主張及び賃借地の現況等をふまえて、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>4 番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成28年9月14日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市街化区域に位置し、市川市立第二中学校の東側、概ね300メートルに位置し、三方を住宅や駐車場に囲まれており、現況は碎石敷の駐車場になっておりました。</p> <p>以上、現地調査の結果についてご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、経緯、経過について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本件について、これまでの経緯をご説明いたします。</p> <p>本件土地については、貸主を「田中豊吉」、借主を「佐治恵秀」として、昭和31年11月25日付け、当事者双方の先代との間で賃貸借契約書が締結され、その後、相続により、現在に至っております。</p> <p>賃貸借契約に関して、土地所有者は、昭和59年頃までは賃借料が支払われていたが、同年の途中から賃借料は未払いになり、現在まで一度も賃借料の支払いがなされていないとのことです。</p> <p>また、昭和59年以降においても、一切耕作はされておらず、荒れ果てて、到底農業を営める状態ではないとしております。</p> <p>以上のことから、本件賃貸借契約の実態がすでに存在しないことは明らかとして、農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に違反した場合」に該当するとの事由から許可申請書が提出されたものでございます。</p> <p>次に、事情聴取したことについてご報告いたします。</p> <p>申請人の代理人弁護士によりますと、昭和55年に賃借人が死亡し、その後は</p>

<p>議 長</p>	<p>賃借人の妻が耕作しておりましたが、昭和59年頃に病気になり、住居を移転してからは、当該地は放置されたままだったとの事です。</p> <p>また、平成12年頃、当該地が荒れて泥沼化していたことから、隣接アパートの所有者から土台が崩れるとの苦情があり、埋立てを行ったとのことです。</p> <p>その後、平成15年頃より、農地としての実態がないことから、土地所有者は貸駐車場として利用し、現在に至っているとのことでございます。</p> <p>賃借人の妻も平成12年に死亡しており、今回の解約申請は、その法定相続人7名に対し行うものです。</p> <p>一方、平成28年8月9日、賃借人の法定相続人の一人である2男に対して、電話により事情を伺った際、</p> <p>「戦後の食糧難の時期に田んぼがあったおかげで感謝している。 遺産分割協議は行っていない。</p> <p>父の死後、母が耕作していたが、稲を植えても翌日には抜かれてしまい、何回植えても抜かれてしまうので作付けをやめた。当時警察に届け出たが何の対応もしてくれず、村ぐるみで隠蔽された。誰も何もしてくれなかった。</p> <p>母の死後15年以上経過している。何で今頃こんな話が出てくるのか。 もうどうでもいいから、好きなようにしてくれ。この話は、もうしたくない。」 と言って電話を切られ、連絡をとることが困難となりました。</p> <p>このことから、今回の賃貸借の解約の許可申請は、賃借人が永年にわたり農地を耕作もせず放置し、地代も払っていないことから、放置されて以降20年の経過を経て、土地所有者は平成15年頃に駐車場として使用し、調査班のご報告どおり現況は非農地の現況でございます。</p> <p>また、賃借人側との今後の進展も事実上、困難となっていることから、土地所有者側が主張する農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」に相当するとともに、当該地は、同法第2項第2号「農地以外のものにするを相当とする場合」にも該当すると思われま。</p> <p>以上の理由から、本件については許可相当との判断も止む無しと考えられます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p>
------------	---

7 番	<p>それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>当該農地は田から駐車場へどのような経過で転用されたのか不明ですが、農地の所有者自らが駐車場にしたにもかかわらず耕作権が残ってしまっている状況にあると考えられます。</p> <p>また、賃借人側においても、耕作を放棄している状態にあったと考えられることから、許可相当と思われます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第4号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」ご説明いたします。 議案の9ページ及び10ページをお願いいたします。 平成28年9月7日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」</p>

<p>議 長</p>	<p>が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第5班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>現地調査は、平成28年9月13日に農政調査班第5班で行いました。</p> <p>対象となった農地、10筆、合計面積は8,528平方メートルで、樹園地及び畑として、主として申出人と母親で農業に従事していました。</p> <p>しかし、母親が故障のため、今後農業に従事することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>現地調査において、申出人と母親で、従事日数200日として、農業に従事していたことを確認いたしました。</p> <p>農業の中心となる者が65歳未満の場合、その者の従事日数の8割以上、65歳以上の場合、その者の従事日数の7割以上従事している者も農業の主たる従事者とみなすことができることから、申出人の母親を農業の主たる従事者とみなし、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思ます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第5班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、証明することに決定して、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、20年確定分が2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>議案の11ページから13ページをお願いいたします。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者の方は2名です。</p> <p>平成28年7月26日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>1番から8番については、地目「畑」8筆、合計面積は6,780平方メートルのうち、6,331.4平方メートルです。</p> <p>次に、9番から11番については、地目「畑」3筆、合計面積は3,783.1平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>市川税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している。</li> <li>2. 自ら農地として使用していない。</li> <li>3. 譲渡により、所有していない。</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、同じく第5班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

1 3 番	<p>現地調査は、平成28年9月13日に農政調査班第5班で行いました。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者は、柏井の農家の方2名です。</p> <p>平成8年8月、適用となりました1番から8番の農家の方は、露地畑として、適切に肥培管理されており、また、平成8年10月、適用となりました9番から11番の農家の方は、施設栽培として利用し適切に肥培管理されていました。</p> <p>このことから、2名の農家の方については、「自ら農地として使用」と回答してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
議 長	<p>第5班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、初めに1件目、1番から8番について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に2件目、9番から11番について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員 議 長	<p>異議なし</p> <p>「異議なし」ということでございますので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第7号「市川市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第7号「市川市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案の14ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、改正後の農業委員会等に関する法律第17条第2項において、「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されており、市川市農地利用最適化推進委員の担当区域を定める必要が生じたため、決定を求めるものでございます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、12月市議会定例会に提案いたしますが、農地利用最適化推進委員の定数の基準は、法令により農地100ヘクタールに1人とされており、本市の場合、農地面積が約583ヘクタールでございますので、定数は6人程度となります。</p> <p>議案書に掲載いたしました区域表についてでございますが、それぞれの区域に推進委員1人を選出し、あらたに農業者から推薦又は応募により選出されます農業委員とともに、お互いに連携し協力しながら、担当する区域を中心に活動していただくこととなります。</p> <p>次に、お手元の「資料」をご覧ください。</p> <p>区割りにつきましては、地域のつながりとともに農地面積及び農家戸数、認定農業者数を勘案し、大町地区、大野町地区、柏井町地区、曾谷・北方町地区、国分地区、中央・南部地区として、本市を6つの区域に設定したものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし

議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「市川市農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が1件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が42件ございます。</p> <p>事務局より、報告します。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成28年8月1日から同年8月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は16件、23筆、7,051平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、26件、36筆、10,924.23平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、42件、59筆、転用面積は、17,975.23平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、16ページから24ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p>

	<p>これで、平成28年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。 ご協力、ありがとうございました。</p>
--	---